

令和 7 年 8 月 1 日

各 施設管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長

スプリンクラー設備、ブロック塀等整備及び介護施設等の換気設備の
設置について（照会）

日頃より、本県の高齢者福祉行政に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、高齢者施設等の防災・減災等の促進を行っているところです。

今回、次年度の予算要求に向けてスプリンクラー設備、ブロック塀等整備及び介護施設等の換気設備の設置に関する要望量の調査を行うことといたしましたので、整備を検討されている施設におかれましては、提出期限までに下記メールアドレス宛に御返信ください。

なお、現時点で次年度の国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の動向については未定でありますことから、本調査は御要望をお伺いするという位置づけでありますことをお含みおきください。

記

1. 照会施設
- | |
|--|
| 現時点で、次年度の具体的な対象施設は未定のため、今年度の地域介護・福祉空間整備等施設整備事業交付金の対象施設を照会先としております。 |
|--|

○スプリンクラー設備等整備

軽費老人ホーム、有料老人ホーム、通所介護事業所（宿泊を伴うもの）

※定員 30 名以上の施設。通所介護事業所については定員 19 名以上。

※高松市に所在する施設は除く

※令和 8 年度内に事業を完了できること

○介護施設等の換気設備の設置に係る経費支援

特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、老人短期入所施設

※定員 30 名以上の施設。(特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設については、定員規模は問わない)

※高松市に所在する施設は除く

※令和 8 年度内に事業を完了できること

○ブロック塀等改修整備

特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、有料老人ホーム、通所介護事業所、老人短期入所施設、老人福祉センター（定員規模は問わない）、老人福祉施設付設作業所（定員規模は問わない）、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（定員規模は問わない）、在宅複合型施設（定員規模は問わない）

※定員 30 名以上の施設。通所介護事業所については定員 19 名以上。(特別養護老人ホームに併設される老人短期入所施設については、定員規模は問わない)

※高松市に所在する施設は除く

※令和 8 年度内に事業を完了できること

2. 補助額

○スプリンクラー設備等整備

1000 m ² 未満の施設であって、スプリンクラーを整備する場合	9,710 円／m ²
1000 m ² 未満の施設であって、スプリンクラー及び消火ポンプユニット等を整備する場合	9,710 円／m ² と 2,440 千円の合計額
300 m ² 未満の施設であって、自動火災通報装置を整備する場合	1,080 千円
500 m ² 未満の施設であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325 千円

○介護施設等の換気設備の設置に係る経費支援

4,000 円／m²（換気設備を整備する居室の面積）

○ブロック塀等改修整備

補助率：事業者 1/4、国 1/2、県 1/4

3. 回答方法

令和 8 年度にスプリンクラー設備、ブロック塀等整備及び換気設備の設置を実施予定の施設におかれましては、下記メールアドレス宛に必要事項を記載の上、送信してください。実施を検討されていない施設におかれましては、特に御連絡していただく必要はありません。

※メールを送信していただきましたら、受信した旨を、受信後 5 日以内に返信いたします。こちらからの返信がない場合は、お手数をおかけいたしますが、御連絡ください。

4. 必要事項

- ・法人名
- ・実施予定の施設名
- ・定員
- ・住所
- ・担当者名、連絡先
- ・事業内容（スプリンクラー設備等整備、ブロック塀等改修整備、介護施設等の換気設備の設置）

※ 上記に加え、2 社分の見積書を添付してください。

5. 留意事項

○本調査は、令和 7 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱をもとに作成しました。このため、令和 8 年度の同交付金に係る補助対象や補助率等が変更となる可能性がある点に御留意くださいますようお願いいたします。また、本調査は、令和 8 年度における対象事業に関する御要望をお伺いするという位置づけでありますことを御了承ください。

○スプリンクラー設備等整備については、下記事項に該当する場合は補助対象外とする。

- ・消防法施行令等の各法令違反にある状態を改善することを目的としたもの
- ・年間、月間の両方ともに利用人数実績（宿泊利用者／総数）が 5%以下の宿泊を伴う通所介護事業所

○ブロック塀等改修整備については、下記の事項に留意すること。

- ・安全点検の結果、劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等の改修が対象となります。安全点検の実施方法は別添資料を御参照ください。

※ 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去、再設置、改修にかかる工事費等が対象

となるが安全性に問題のないブロック塀等（当該安全性に問題があるブロック塀等に接続されているものに限る。）も合わせて一時的に撤去しなければならない場合には、安全性に問題のないブロック塀等に係る費用も補助対象とみなす。

- ・ブロック塀等の撤去のみを行う事業は対象外となります。

○本交付金における対象経費

- ・防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

6. 送 信 先

香川県健康福祉部長寿社会対策課施設サービスグループ 横井

MAIL : hs4165@pref.kagawa.lg.jp

7. 提出期限

令和7年8月26日（火）

【照会先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ 横井・金谷
電 話 : 087-832-3266
e-mail : hs4165@pref.kagawa.lg.jp